

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ 携帯電話の契約手数料は一括損金に

Q：携帯電話の契約事務手数料の取扱いが変わったそうですが、どのようになったのでしょうか。

A：契約事務手数料を、電気通信施設利用権として、減価償却することが認められました。

### 【解説】

昨年12月1日から、NTTドコモなどの携帯電話会社が新規加入料を無料化したことを受けて、国税庁では、残された契約事務手数料について、減価償却資産である電気通信施設利用権として取り扱うことを決め、全国の国税局に通知しました。この取扱いによって、昨年12月1日以降に契約した携帯・自動車電話に係る契約事務手数料は一括して損金算入が可能となります。

また、既加入者が非減価償却資産として計上していた携帯・自動車電話に係る電話加入権に準ずる権利についても、8年12月1日を含む事業年度において、電気通信施設利用権として減価償却を認めることとしています。この取扱いにより、資産計上されている電話加入権に準ずる権利は、少額減価償却資産の一括損金算入規定を適用して、8年12月1日を含む事業年度において、過去の分をすべて損金に算入できることとなります。

なお、以上の取扱いは法人に関してですが、個人事業者も同様に取り扱われることとなります。

